

1 日 時 平成25年5月8日（水）10:00～12:00

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

(部 会 長) 廣松毅

(委 員) 北村行伸、西郷浩、竹原功、中村洋一

(専 門 委 員) 菅幹雄、野辺地勉

(審議協力者) 内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、埼玉県、東京都、大阪府

(調査実施者) 総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課 佐藤課長 ほか

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室 若林室長 ほか

(事 務 局) 内閣府統計委員会担当室：清水参事官

総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、坂井国際統計企画官  
ほか

4 議 題 経済センサス-基礎調査及び商業統計調査の変更について

5 概 要

- 最初に、菅専門委員から、前回部会で事務局から要請された「総売上高の把握が必要な理由の一つである事業所母集団データベースの「確認機能」の具体的なイメージ」について説明があった。
- 次に、前回部会で宿題とされた「平成26年基礎調査の前年に実施する企業構造の事前把握についての詳細な資料」及び「事業所母集団データベースに総売上高を反映する15の統計調査の直近の調査期日がわかる資料」について総務省統計局から、「本社一括調査で本社が商業に該当せず、傘下に商業に該当する事業所がある場合の調査方法」について経済産業省からそれぞれ説明があった。
- 26年基礎調査において総売上高を把握することの適否を総合的に判断するため、これまで3回の議論を踏まえ、本調査において「総売上高を把握」することの効果と懸念される事項について、基礎調査との関係、事業所母集団データベースとの関係及び他の基幹統計調査との関係の3つの観点から整理した資料を、事務局と調査実施者が協力の上作成し、次回の部会において提出した上で最終的に判断することとされた。
- 審査メモ中の、「(1)調査事項の変更 イ 従業上の地位」、「ウ 電子マネーによる販売」及び「エ インターネット販売の把握」については、調査実施者の説明に対し適当であるとされた。

委員・専門委員等からの主な意見等は以下のとおり。

(1)「総売上高の把握が必要な理由の一つとしての事業所母集団データベースの「確認機能」について、具体的な確認作業のイメージがわかる資料」について

- ・ 資料5の4ページの層化の概念図にある、非抽出層にある売上高0%とはどういうものが該当するか。
- ・ 売上高を調べるときに、税務当局の数字をどの程度活用しているのか。

- ← カナダや欧州では、サービス税のデータは申告時期が早く、税務当局からの移送も比較的早いことから利用価値が高いが、所得税は申告時期も遅いため、データ利用に時間がかかると聞いている。経理情報で一番使われているのは、商品サービス税の情報と聞いている。
- ・ カナダや欧州では、売上高の情報は、税務当局から提供されているという理解でよいか。
- ← その理解で良い。ただし、税務情報は納税者単位で把握できるが統計単位ではないため、納税者単位と統計単位があまりずれない小さな事業所に関しては、代用できるが、大きな単位になると必ずしも統計単位と一致していない。
- ・ カナダでは「事業所番号」が導入されてビジネスレジスターの整備に大きな進歩があったとの説明だが、これ以外に「企業識別番号」、「事業所識別番号」が別途つけられているのか。
- ← 事業所番号は納税番号であり、統計単位ではない。カナダ統計局が別途、「企業識別番号」、「事業所識別番号」として統計単位である企業、事業所に識別番号をつけている。
- ・ ビジネスレジスターの情報は、税務情報や統計情報を比較して、より直近のものや精度の高いデータが上書きされていくしくみか。
- ← 上書きをするのではなく、両者を比較するため、横に並べた状態にしている。両者の数値に大きな差異がある場合は確認をしている。
- ・ カナダでは、総売上高の把握に対する事業所の抵抗感は日本に比べてどうか。また、カナダの例ではビジネスレジスターの整備は1980年代から始まって30年ほど要しているが、一般的にデータ蓄積にはそれぐらいかかるものなのか。
- ← 調査客体に特にインタビューはしていないので詳細は不明であるが、カナダでは事業所によっては統計単位ではなく地域単位での報告を認めるなど、総売上高の把握の方法について工夫している。  
ビジネスレジスターの整備について、日本の現在の進捗状況はカナダの例でみれば70年代から80年代くらいの状況にあたると思うが、進捗としては早いと考えている。ただし、国によって制度が異なり、今後の進捗は不明である。

## (2) 平成26年基礎調査の前年に実施する企業構造の事前把握について

- ・ 行政記録の情報の不足を補完するために企業構造の事前把握が必要との説明であるが、企業構造の事前把握は、行政記録の情報が不足している部分にだけ調査をかけるのか、それとも行政記録の情報の不足の有無にかかわらず本社一括調査の対象となる企業全体に調査をかけるのか。  
企業構造の事前把握を行う際の名簿情報は、事業所母集団データベースから得るのか。また、資料に事業所企業の名簿の劣化とあるが、具体的に何を指しているのか。さらに、企業構造の事前把握のところで確認される情報のうち事業所母集団データベースに既に格納されている情報は何か、事前把握を行わないと把握できない情報はあるのか。
- ← 対象は、行政記録の情報の不足の有無にかかわらず本社一括調査の対象となる企業

全体に調査をかける。

名簿情報は、なるべく直近の事業所母集団データベースの情報を使用する。

名簿の劣化とは、行政記録情報だけではカバーしきれない部分について、事業所母集団データベースに登録されている名簿情報が古くなってしまうということである。

企業構造の事前把握で確認される情報は、事業所母集団データベースに既に収録している名称、所在地、事業内容のほかに、企業の分割・合併、事業所の改廃等情報である。

- ・ 事業所母集団データベースには、会社名の変更についての履歴など、過去の情報も保存されているのか。

← 事業所母集団データベースにおいて、つながるものは保存されている。

- ・ 廃業と休業の把握は行政記録でもよくわからないので、どこの国でも苦労している。

こういう形で確認できるのは非常に有効と考える。また、分社化した事業所にも調査票を送付することにより報告者に二度手間をかけさせることができるので非常に意味があると思う。

- ・ 経済センサス-活動調査でも企業構造の事前把握は行われているのか。行われている場合、基礎調査の情報が事業所母集団データベースに反映され、その情報をもとに事前把握をした上で活動調査が行われることになるが、その場合でも基礎調査が活動調査の母集団情報という位置づけか。活動調査の前に行われる企業構造の事前把握の結果が母集団名簿になるのであれば、基礎調査の必要性は何か。

← 経済センサス-活動調査でも事前把握は行われている。基礎調査は事業所及び企業の母集団情報を得ることを目的に実施することとされており、また事業所母集団データベースの整備事業は母集団情報を経常的に整備・更新することを目的とし実施している。この事業所母集団データベースの整備事業のみでは母集団情報全体の新設や廃業等を網羅的に把握することは難しい。

実査の段階で調査員調査の対象となる事業所や本社一括調査の対象となる事業所の入り繰りによる混乱を防ぐ観点等からも、企業構造の事前把握は地方公共団体からも要望があるところである。

### (3) イ 従業上の地位について

- ・ 「派遣」と「出向」をそれぞれ把握することについて活動調査の時に混乱はなかつたのか。

← 事業所・企業統計調査時から調査しているため、混乱はなかった。

- ・ 「出向」の場合、出向元から給料をもらっているケースと派遣先でもらっているケースが考えられる。SNA からみれば、分かれていた方が望ましいが、基礎調査で出向者の費用負担についてはわかるようにはなっていないのか。
- ・ 付加価値の発生源と所得の獲得という時点は、一国全体としてはどこかで把握できるので問題にならないが、産業別の生産性を図る時に問題だというご指摘であろう。
- ・ 二つの企業、例えば親会社の社員であり、子会社で役員をしているなど、色々なケースが考えられるが、記入の手引きでどう説明されているのか。

特に、親会社と子会社の両方で役員を兼務している場合はどうなるのか。

- ・ 出向者の給料をどちらが負担するかについては色々なケースがあるが、その負担方

法について聞く場合、どのように聞いていくかというのは一つの課題である。

- ・ 今回の基礎調査の中でどこまで問うのかということは報告者負担にも考慮して考えなければいけない。ここで更に分けるというのは難しいのではないか。
- ・ 活動調査の目的は経理項目を把握することであり、基礎調査の目的は母集団情報のデータ整備となっている。出向に関して費用に係る項目を基礎調査で把握することの適否の検討は、基礎調査の目的にも影響する問題であり、慎重に議論することが必要である。
- ・ SNA の立場から見てより好ましいということで意見を述べたものであり、今回の改正については賛成である。

#### (4) ウ 「電子マネーによる販売」の把握について

- ・ 電子マネーによる販売割合が 10%未満には販売額が 0 の場合も含まれるというが、電子マネーの利用状況は低いということか。
  - ・ 電子マネーによる販売実績について、企業会計の情報から把握することは実態上可能か。
- ← 月々の相手先別の売掛金を集計していくという作業が必要となるが、手間の問題を除けば可能である。

#### (5) エ 「インターネット販売」の把握

- ・ 企業のマネジメント上インターネットの販売額がどれくらいあるかは、会計とは別 の方法で把握されている。このため、必ずしもすべての企業がインターネットの売上げを把握しているわけではないので、割合によって回答してもらう方法は非常にいいと思う。
- ・ 24 年活動調査で既にこの調査項目は把握されているが、この結果は速報で公表されているのか。調査の実施においては特段の支障はなかったと考えてよいか。（事務局）
- ・ 今回の商業統計調査については、前回調査に比べて一部、把握方法の見直しが行われているため、この点に関して追加的に審査メモを出させていただきたい。

### 6 次回予定

次回は、平成 25 年 5 月 22 日（水）13 時半から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。